部落差別のない社会の実現に向けて

11月1日から30日は「同和運動推進月間」です

問 人権推進課 人権係 TEL64-1126

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、被差別部落の出身者であることなどを理由に日常生活の中で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

近年の部落差別の実態として、インターネット上における特定個人や不特定多数を対象とする誹謗中傷等の差別表現などが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布、施行されました。



▲モニタリング実施風景

湯浅町の取り組み（モニタリング）

部落差別を解消するための取り組みとして、令和元年10月に「湯浅町部落差別をなくす条例」を施行し、令和７年３月には「湯浅町部落差別解消推進基本計画」を策定しました。

また、モニタリング（インターネット上の差別的な書き込み等の監視）に積極的に取り組んでおり、令和７年度末までに404件の削除依頼を行い、そのうち162件の削除を確認しています。

湯浅町部落差別解消推進基本計画

和歌山県の取り組み

問 和歌山県 人権政策課 TEL073-441-2561

和歌山県では、県民の皆さんとともにさまざまな取り組みを行ってきた結果、同和問題（部落差別）は解決へと向かっています。

しかし、今もなお、同和地区を避ける目的で同和地区の所在を県や市町村に問い合わせる行為や、インターネット上に特定の地域が同和地区であると指摘する投稿や同和関係者を誹謗中傷する投稿を行うなどの部落差別が発生しています。

このことから、部落差別の解消をより一層推進するため、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に則り、教育・啓発、相談対応やインターネット上の差別投稿をプラットフォーム事業者等に削除要請するなどの取り組みを行っています。

県民の皆さんには、部落差別は決して許されない行為であり、過去の問題ではなく現実の課題として残されていることをご認識いただき、部落差別解消に向けご協力をお願いします。

同和問題（部落差別）相談窓口

- （公財）和歌山県人権啓発センター TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421
- 和歌山県人権政策課 TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540

※各振興局総務県民課でも相談できます。